

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2-319
処分の種類	流水占用料等の徴収			
根拠法令条例等・条項	河川法第32条第1項、河川法施行細則第4条～第8条			
処分の概要	河川について許可を得た者からの流水占用料等の徴収			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	・河川法施行細則 1条、4条、5条、6条、7条及び8条			
基準の制定根拠	河川法施行細則			